

議案第 6 3 号

岩倉市保育園の設置及び管理に関する条例及び岩倉市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の一部改正について

岩倉市保育園の設置及び管理に関する条例及び岩倉市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和元年 8 月 2 6 日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

岩倉市保育園の設置及び管理に関する条例及び岩倉市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例

(岩倉市保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 岩倉市保育園の設置及び管理に関する条例（昭和60年岩倉市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第7条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

(岩倉市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の一部改正)

第2条 岩倉市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例（平成27年岩倉市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

附則第3項中「第3号イ」を「第3号イ(1)」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。